

(案)

物品売買契約書（単価契約）

1. 物件名 矢島森林事務所油類単価供給

2. 予定期量 単価表のとおり

3. 契約単価 単価表のとおり

4. 契約予定金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

5. 契約期間 自 令和7年4月 1日
至 令和8年3月31日

6. 納入場所 仕様書のとおり

7. 契約保証金 免除

上記の物品売買契約について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年2月19日に交付した物品売買契約約款によつて、公正な物品売買契約を締結し、信義に従つて誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自1通保有する。

令和7年4月 日

発注者 住所 秋田県由利本荘市水林439
氏名 分任支出負担行為担当官
由利森林管理署長 柏木 健悦 印

受注者 住所
氏名 印

仕 様 書

1. 納入場所

受注者店頭及び矢島森林事務所

2. 予定数量の異動

発注者の都合により契約物件の予定数量に異動を生じても、乙は異議を申し立てないものとする。

3. 納品確認

受注者は発注者に契約物件を納入するときは、品目及び数量のほか、車両に給油する場合は登録番号を記載した給油納品書（以下「納品伝票」という。）を発注者に交付するものとする。

また、発注者は、交付された納品伝票と品目及び数量を確認のうえ署名又は記名押印し、受注者にその受領書を交付するものとする。

前項の受領をもって、所有権は発注者に移転するものとする。

ただし、納品伝票の記載事項中、数量を訂正したもの及び発注者の署名又は記名押印のないものは無効とする。

4. 請求

この請求は契約期間中、月1回を超えることはできない。

5. 予定数量増に伴う変更契約

契約期間満了の日以前に、発注者の検査に合格し所有権の移転した数量が、頭書の予定数量の10%を超える場合は、協議のうえ変更契約するものとする。

6. 契約単価の変動による変更契約

その月の第四週の一般小売価格・給油所石油製品・週次調査（以下「週次調査」という。）の価格が、契約時または直近の変更契約時の週次調査の価格に対して3.0円以上変動した場合は、協議のうえ、契約単価を変更することができるものとする。

単 價 表

由利森林管理署矢島森林事務所

品 目	品 質 規 格	予 定 数 量	単 價 (円)	契 約 予 定 金 領 (円)	特 記 事 項 【給油時車両点検等項目】
レギュラー ガソリン	J I S K 2202 2号	1,000 (リッ)			1 タイヤ (摩耗・傷・亀裂・空気圧 等) 2 バッテリー (液量 等) 3 エンジンオイル (油量・汚れ 等) 4 ブレーキ液 (油量・汚れ等) 5 ラジエータ (液量 等) 6 ウォッシャー液 (液量等) 7 ワイパープレード (亀裂・損傷 等)
灯 油	J I S K 2203 1号	500 (リッ)			
計					
消 費 税			(10 %)		
合 計					